

関東学院大学戦略的プロジェクト研究 2019年度公募要領

目次

I. 戦略的プロジェクト研究について

1. 目的
2. 2019年度戦略的研究領域
3. 研究種目
4. 対象者
5. 研究費の使途と取扱い
6. 審査
7. 採否
8. 採択された者の義務
9. 挑戦的研究の取扱い

II. 応募について

1. 応募要件
2. 応募方法
3. 応募書類の記入上の注意
4. 戦略的プロジェクト研究審査評価委員会の学外委員候補者の推薦
5. 応募書類の提出
6. 注意事項
7. 問い合わせ先

<2019年度における変更点>

① 応募書類の提出期間を延長しました。(6頁)

II. 応募について - 5. 応募書類の提出

(1) 提出締切日 2019年2月28日(木)【必着】

② 本制度の助成対象者が、助成年度においてその他の研究資金に応募する場合の学内調整について追加しました。(6頁)

II. 応募について - 6. 注意事項

(4) 本制度による助成の対象となった者が当該年度においてその他の研究資金に応募する場合、競争的資金の過度な集中を避けるため、学内選考で調整を行う可能性があります。

本公募要領は、「関東学院大学戦略的プロジェクト研究取扱規程」に基づき戦略的プロジェクト研究を公募及び選定するにあたり、第3条第2項に規定する「毎年度学内公募するもの」の公募内容や応募に必要な手続き等を定めたものです。

I. 戦略的プロジェクト研究について

1. 目的

戦略的プロジェクト研究とは、関東学院大学における研究活動の活性化を促進することを目指し、学術研究の動向や社会的要請に即して実施している研究助成制度です。

本学における研究助成制度の中では戦略度の特に高いもので、明確なプロジェクト目標を有する個人または専門分野領域を超えた学内外の研究者のチームで行う研究が対象となります。

戦略的プロジェクト研究の目的は以下のとおりです。

- ① 外部の大型競争的研究資金の継続的な獲得
- ② 関東学院大学として特色ある研究拠点の形成
- ③ 関東学院大学のプロジェクト研究（所）の核の形成

なお、戦略的プロジェクト研究には、学内公募するものの中から選定する他、研究推進委員会の審議を経て、学長が指定する研究があります。

2. 2019年度戦略的研究領域

2019年度においては、5つの戦略的研究領域を設けています。

応募の際は、研究課題とマッチする以下のいずれかの研究領域を選択してください。また、領域間を跨ぐ研究課題については、複数領域を選択してください。

2019年度 戦略的研究領域	<ol style="list-style-type: none">① 「建学の精神」にかかわる研究領域② 関東学院大学の新たな特色を生み出す研究領域③ 持続的な成長と地域社会の自律的発展に資する研究領域④ 国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活を実現する研究領域⑤ 地球規模課題への対応と世界の発展へ貢献する研究領域
-------------------	--

①の研究領域については、関東学院大学の「建学の精神」にかかわる本学独自の研究テーマをさします。

②の研究領域については、関東学院大学が従来から特長とする研究分野にとどまらない新たな特色を生み出す研究テーマをさします。また、「地域社会との連携」、「地域の活性化」、「国際化」、「多様な人々との協働」、「学生一人ひとりに向き合う教育の実現」といった「関東学院グランドデザイン」に謳われている内容も含んでいます。

③～⑤の研究領域については、第5期科学技術計画（2016年1月、閣議決定）において、13の重要政策課題とされている事項にかかわる研究テーマをさします。

③の研究領域については、以下の課題にかかわる研究テーマをさします。

- 1) エネルギーの安定的確保と利用の効率化
- 2) 資源の安定的確保と循環的利用

- 3) 食料の安定的確保
- 4) 世界最先端の医療技術の実現による健康長寿社会の形成
- 5) 持続可能な都市及び地域のための社会基盤の実現
- 6) 効率的・効果的なインフラの長寿命化
- 7) ものづくり・コトづくりの競争的向上

④の研究領域については、以下の課題にかかわる研究テーマをさします。

- 1) 自然災害への対応
- 2) 食品安全、生活環境、労働衛生等の確保
- 3) サイバーセキュリティの確保
- 4) 国家安全保障上の諸課題への対応

⑤の研究領域については、以下の課題にかかわる研究テーマをさします。

- 1) 地球規模の気候変動への対応
- 2) 生物多様性への対応

3. 研究種目

戦略的プロジェクト研究には、2つの研究種目があります。応募の際は、以下のいずれかの研究種目を選択してください。

研究種目	基準	研究期間	助成金額
挑戦的研究	<p>外部の大型競争的研究資金（科研費における基盤研究（A）又は（B）相当）に採択されることを明確な目的とする。</p> <p>本制度に応募する時点で、すでに上記研究資金への応募準備が整っており、研究期間中又は研究期間終了後すぐに採択の見込まれるもの。</p> <p>原則、萌芽的研究を実施した後の応募とする。</p>	3年以内	年間400万円以内 総額1000万円以内
萌芽的研究	<p>外部の大型競争的研究資金（科研費における基盤研究（A）又は（B）相当）に応募すること（科研費については審査結果「A」以上の取得）を明確な目的とする。</p> <p>本制度に応募する時点では、まだ上記研究資金への応募準備が十分には整っていないが、研究期間中又は研究期間終了後にはその準備を整えられることが見込まれるもの。</p> <p>挑戦的研究へ応募するための準備研究とする。</p>	1年	総額200万円以内

4. 対象者

戦略的プロジェクト研究への応募は、チームでも個人でも可能です。

チームにおける本学専任教員の占める割合は、研究代表者、研究分担者及び研究協力者による構成人数の過半数を必要とします。

研究代表者 (応募者)	本学の専任教員（特約教員を含む） プロジェクトチームを代表し、研究計画の遂行、研究費の管理、研究成果の公表及び研究成果と研究経費の自己評価に関してすべての責任を持つ者をいいます。
研究分担者	本学の専任教員（特約教員を含む）、任期制教員、専任助手及び嘱託助手 研究代表者の責任の下で、研究費の一部を主体的に使用することのできる者をいいます。
研究協力者	研究代表者及び研究分担者以外の者で研究課題の遂行にあたり協力を行う者 ① 本学の研究所研究員 ② 本学の非常勤講師（当該戦略的プロジェクト研究への参画を本学が承諾している者） ③ 他大学研究者及び国公立その他の機関（民間の研究所及びこれに準ずる機関を含む）の研究者等 （ただし、当該研究者等の所属機関長等による当該プロジェクト研究への参画の承諾を条件とする。）

5. 研究費の使途と取扱い

戦略的プロジェクト研究における研究費の使途は、研究活動に直接必要な経費に限ります。

また、その取扱いは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（文部科学省）、「関東学院大学科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の取扱規程」及び「関東学院大学競争的資金等の運営・管理に関する規程」に準ずるものとします。

6. 審査

戦略的プロジェクト研究に応募された研究課題については、関東学院大学戦略的プロジェクト研究審査評価委員会（以下「審査評価委員会」）により、採否や研究費等に関する審査が実施されます。

審査は、以下の観点を中心に、厳正かつ公平に行われます。

- ① プロジェクト研究としての運営性の観点
（目的の明確性、プロジェクトチームの合理性、研究費の妥当性等）
- ② プロジェクト研究の専門分野からの観点
- ③ 本学の研究戦略性の観点

研究種目ごとの審査基準及び審査方法は、以下のとおりです。

研究種目	審査基準	審査方法
挑戦的研究	科研費における基盤研究（B）以上に採択されることを念頭に置いた評価	<p>【第1段審査】</p> 提出された研究計画調書に関する書類審査 <p>【第2段審査】</p> 応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング審査
萌芽的研究	科研費における基盤研究（B）以上に応募して、審査結果「A」以上を取得することを念頭に置いた評価	提出された研究計画調書に関する書類審査

7. 採否

応募された研究課題の採否については、審査評価委員会から提示された審査結果に関して、研究推進委員会への報告の後、学長より承認・通知されることとなります。

研究課題の採否及び研究費交付額の通知は、**2019年5月1日**を予定しています。

また、審査の透明性の確保及び応募者の今後の競争的研究資金への獲得に資するため、原則として審査結果は応募者に開示することを予定しています。

8. 採択された者の義務

- (1) 戦略的プロジェクト研究に採択された研究代表者及びすべての研究分担者は、研究期間中、科研費等の外部の競争的研究資金（公的又は民間の全学補助の公募型研究資金）へ、研究代表者として毎年度応募することとします。ただし、自らが研究代表者を務める外部の競争的研究資金による研究課題の研究期間が継続している場合は除きます。
- (2) 戦略的プロジェクト研究を終了した研究代表者及びすべての研究分担者は、研究の進展及び成果をもって、研究期間終了の翌年度に、外部の大型競争的研究資金（公的又は民間の全学補助の公募型研究資金で科研費における基盤研究（A）又は（B）の資金規模に相当するもの）へ応募することとします。
- (3) 研究代表者は、研究経費の使用状況についての決算報告書を当該年度末に学長に提出することとします。
- (4) 研究代表者は、研究成果及び研究経費の使用状況について、自己評価を含めた実績報告書を当該年度末に学長に提出することとします。
- (5) 挑戦的研究に採択された研究代表者は、研究期間全体の研究成果及び研究経費の使用状況について、自己評価を含めた研究成果報告書を最終年度末に学長に提出することとします。

- (6) 提出された研究計画調書ならびに決算報告書、実績報告書、研究成果報告書等は、審査評価委員会による審査または評価を受けることとなります。
- (7) 研究成果については、毎年度の実績報告書（一部を除く）を総合研究推進機構のホームページに掲載することをもって公表することとします。また、研究期間の最終年度においては、研究成果報告書（一部を除く）を同ホームページに掲載すること及び研究成果報告会の開催（研究期間終了後 1 年以内）をもって学内外に広く公表することとします。
- (8) 研究代表者及び研究分担者は、計画に沿って研究費を適正に執行してください。研究費の適正な執行や各種報告書等の提出義務が守られない場合、研究費の返還をしていただく可能性があります。

9. 挑戦的研究の取扱い

挑戦的研究(研究期間が複数年度にわたる研究種目)に採択された研究課題については、毎年度の研究費交付申請を行ってください。審査評価委員会による継続の可否及び研究費等に係る審査が行われます。

審査結果は、研究推進委員会への報告の後、学長より承認・通知されることとなります。

なお、当該年度 of 戦略的プロジェクト研究制度の予算額に応じて研究費の額の調整を行う場合があります。

II. 応募について

1. 応募要件

戦略的プロジェクト研究へ応募する研究代表者及び 1 名以上の研究分担者は、科研費等の外部の競争的研究資金（公的又は民間の全学補助の公募型研究資金）へ 2018 年度に研究代表者として応募していなければなりません。ただし、研究代表者を務める外部の競争的研究資金による研究課題の研究期間が継続している場合は除きます。

2. 応募方法

研究代表者は、公募期間内に応募書類一式を研究推進課に提出してください。

各種応募書類の様式は、総合研究推進機構のホームページ内の「学内助成制度」からダウンロードできます。

【学内助成制度 URL】

<http://kguramo.kanto-gakuin.ac.jp/modules/information6/index.php?id=3>

なお、応募に際しては、「関東学院大学戦略的プロジェクト研究取扱規程」（上記リンク先に掲載）を一読してください。

3. 応募書類の記入上の注意

様式の改変は認められません。

詳細については、別紙「関東学院大学戦略的プロジェクト研究 研究計画調書記入要領」

を参照してください。

4. 戦略的プロジェクト研究審査評価委員会の学外委員候補者の推薦

研究代表者は、応募する研究課題の分野に関係する学外の者を審査評価委員会の学外委員候補者として推薦することを原則とします。応募の際には、「戦略的プロジェクト研究審査評価委員会 学外委員候補者推薦書」を提出してください。

※ 学外委員候補者として推薦する方については、必ず事前に本人の承諾を得てください。また、推薦された方はあくまで候補者であり、必ずしも学外委員として指名されるとは限りません。

5. 応募書類の提出

(1) 提出書類

1) 必ず提出する書類

- ① 「戦略的プロジェクト研究 研究計画調書【挑戦的研究】」又は「戦略的プロジェクト研究 研究計画調書【萌芽的研究】」

※応募する研究種目のものをいずれか1部提出

- ② 「戦略的プロジェクト研究審査評価委員会 学外委員候補者推薦書」

2) 必要に応じて提出する書類

- ① 「研究協力者承諾書」

※プロジェクトチームに研究協力者がいる場合に提出

- ② 「研究参画確認書」

※プロジェクトチームに大学院生がいる場合に提出

(2) 提出締切日 **2019年2月28日(木)【必着】**

(3) 提出先 研究推進課(金沢八景キャンパス フォーサイト 217階)

6. 注意事項

- (1) 1人の研究者が参画できる戦略的プロジェクト研究は、1研究課題に限ります。
- (2) 本制度へ応募する研究代表者及び研究分担者は、関東学院大学若手研究奨励制度と重複して応募することはできません。
- (3) 本制度による助成の対象となった者は、当該年度において科学研究費助成事業応募奨励研究費(再応募支援経費及び論文投稿支援経費)に申請することはできません。
- (4) 本制度による助成の対象となった者が当該年度においてその他の研究資金に応募する場合、競争的資金の過度な集中を避けるため、学内選考で調整を行う可能性があります。
- (5) 本学以外に所属する研究者等を研究協力者にする場合は、必ず研究協力者の所属機関長等の許可を得てください。ただし、機関に所属しない研究者は除きます。

7. 問い合わせ先

■ 研究推進課

部 長：福田 敦

課 長：間部志保

担 当：鈴木亮策・森真実（内 61-4602）

T E L：045-786-2924

E-mail：kenkyu@kanto-gakuin.ac.jp

■ 総合研究推進機構ホームページ

<http://kguramo.kanto-gakuin.ac.jp/>

以 上